

---

---

## 第2章 奈良県域地域福祉推進大綱

---

---

---

## I. 基本理念

---

すべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに  
支え合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会  
の実現を目指す。

- 地域には、一人暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の人など、何らかの支援を必要としている人が少なくありません。既存の福祉制度では、特定の対象者に、申請に基づいて均質の福祉サービスを一定の基準で提供してきましたが、この福祉サービスだけでは、支援が必要な人のすべてをカバーすることができず、地域での生活が困難な人がいます。  
また、地域における互助機能が低下し、住民相互のつながりが弱くなったとされる中、地域住民が地域に居場所を持ち、自分らしく暮らし続けることも難しくなっています。
- このような中、支援を必要としている人やその周りの家族も含め、すべての人が、人としての尊厳と個性を尊重しあいながら、地域の中で安全で安心して暮らせる社会の実現が求められています。
- そこで本計画では、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の理念を踏まえ、すべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに支え合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現を基本理念とします。

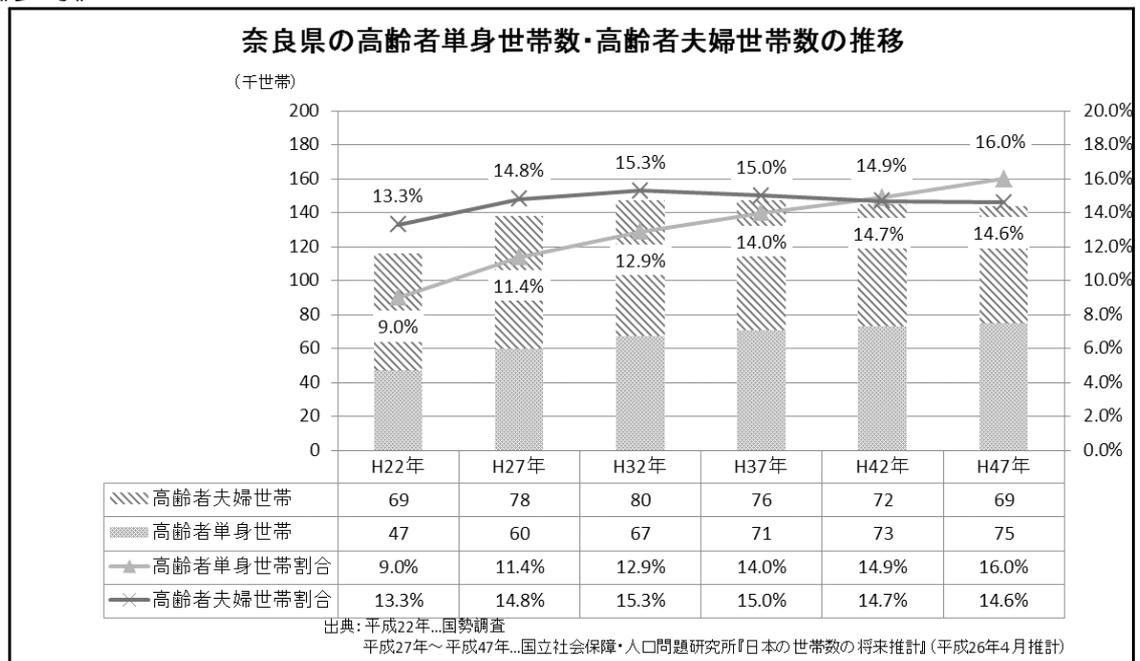
## Ⅱ. めざす地域の姿

### 1. 共生のコミュニティの再生

県内全域において、地域の住民等が積極的に福祉的活動に参加し、相互に支え合う小地域で共生のコミュニティの再生を目指します。

- 少子高齢化が進行し、世帯の単身化、核家族化により、家庭内の扶助機能が低下し、地域で支援を必要とする人が増えているにもかかわらず、近隣との深い関係を望まない住民の増加など地域における連帯感の希薄化が進み、地域の相互扶助機能の低下が懸念されています。
- 県内全域において、お互いの生活や顔が見える自治会単位等の小地域で、住民同士がつながりを持ち、積極的に福祉的活動に参加し、相互に支え合う共生のコミュニティを再生することにより、住み慣れた地域で安心して生活ができる社会を目指します。

#### 《参考》



## 【具体的なイメージ】

- 地域住民が、互いに挨拶を交わすなど活発に交流し、いきいきと生活している。
- 地域住民一人ひとりが、近隣の人を気かけ、困っている人がいれば、当たり前のように手を差し伸べるなど、相互に支え合う関係を築いている。
- 自治会や老人クラブなど地域の組織が、地域や構成員の課題を共有し、課題解決に向けた地域の福祉活動を積極的に行っている。
- 地域住民、NPOなどの民間団体、地域の社会福祉法人や企業等が、それぞれの特長や能力、資源等を生かして、自主的に地域のためにできることを見つけて実践している。
- 市町村、市町村社協は、各地域に関わり、直接的に地域の支え合い活動を支援しており、県、県社協はそれをサポートしている。
- 県は、市町村に対して、小地域ごとに地域特性を踏まえて効果的な取組の助言を行うなど、リーダーシップを発揮している。

### ※小地域を基本的な活動単位とする意義

地域福祉活動は、地域に生活する住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ発見できない課題に取り組むことが重要であることから、そのような課題がみえる自治会などの「小地域」を単位として行うことが基本となります。

## 2. 県域セーフティネットの構築

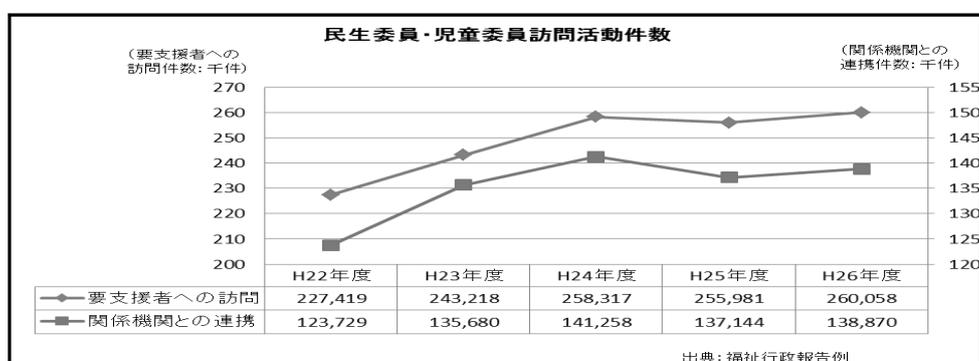
地域特性に応じたインフォーマルサービスが様々な実施主体により展開され、各分野の福祉制度(フォーマルサービス)が補完された総合的な県域セーフティネットの構築を目指します。

- 福祉・医療制度については、「病院・施設」から「地域・在宅」へとシフトしていること等から、在宅の要援護者等が増加すると見込まれています。このような中、地域での生活を福祉の各分野が単独で対応したり、専門機関のみの対応や既存制度の枠内だけで支えていくことは困難な状況です。

また、地域生活を営む上で、例えば、ゴミ出しや電球交換などの日常のちょっとした手助けのような公的な制度では対応できないニーズのほか、福祉サービスの利用に気づけない一人暮らしの認知症高齢者等への対応など多様な地域課題が山積しています。

- 小地域における地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア等によるインフォーマルサービスと、県・市町村・社会福祉協議会等の制度に基づいたフォーマルサービスをネットワーク化し、地域での要援護者の早期発見、必要なサービスへつなげるなど、地域の生活・福祉課題を解決する仕組みづくりを目指します。

### 《参考》



### 【具体的なイメージ】

- 地域住民のボランティアやNPOなどの民間団体等が、地域に密着している人ならではの視点から、その地域の課題を解消するため、地域における日常生活の支援活動に取り組んでいる。
- 地域の社会福祉法人や企業等が、その地域のニーズに応じた様々な生活支援サービスを提供している。
- 自治会は、行政と連携して、地域の支援が必要な人を把握し見守るとともに、非常時等のサポート体制を整えている。
- 日常生活の困りごとなどを気軽に相談できる総合的な相談窓口が身近なところにあり、民間の生活支援サービスや行政サービスへの橋渡しを行っている。
- 市町村、市町村社協は、地域に関わって、地域における日常生活の支援活動や相談窓口の業務を支援している。
- 県、県社協は、県域の生活支援ネットワークを活用しながら、市町村社協や市町村の取組を支援している。

### 3. 社会的包摂の実現

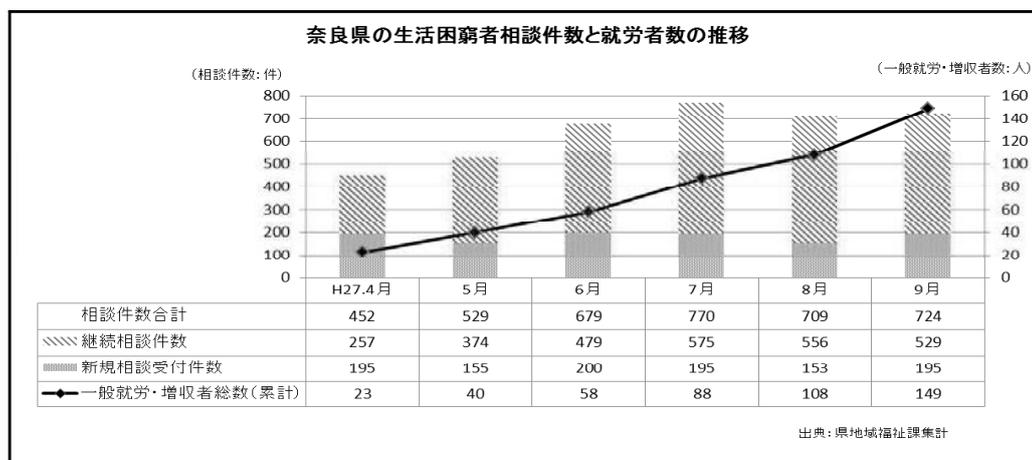
誰もが地域から排除されない社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の実現を目指します。

○ 地域の中には、問題を抱えていても専門職等に相談できない又は相談しない人をはじめ、社会的障壁の除去など様々な配慮が必要な障害のある人、ひきこもりの人など既存の制度の狭間にある人や、貧困等の原因となる社会的排除の対象になりやすい人たちが生活しています。また、自ら助けを求めなかったり、支援を拒否するなど支援の手が届かないこともあります。

○ このような支援を必要としている人を見逃さないためには、地域住民がお互いに認め合い、日頃からつながり、支え合う関係を持つことが大切です。

そのためには、お互いの違いや多様性を認め合う地域住民相互の連帯を深めるとともに、それを支えるためのいわゆる「福祉の心」を育み、すべての人がもれ落ちや排除されることなく地域社会に参加できる地域づくりを目指します。

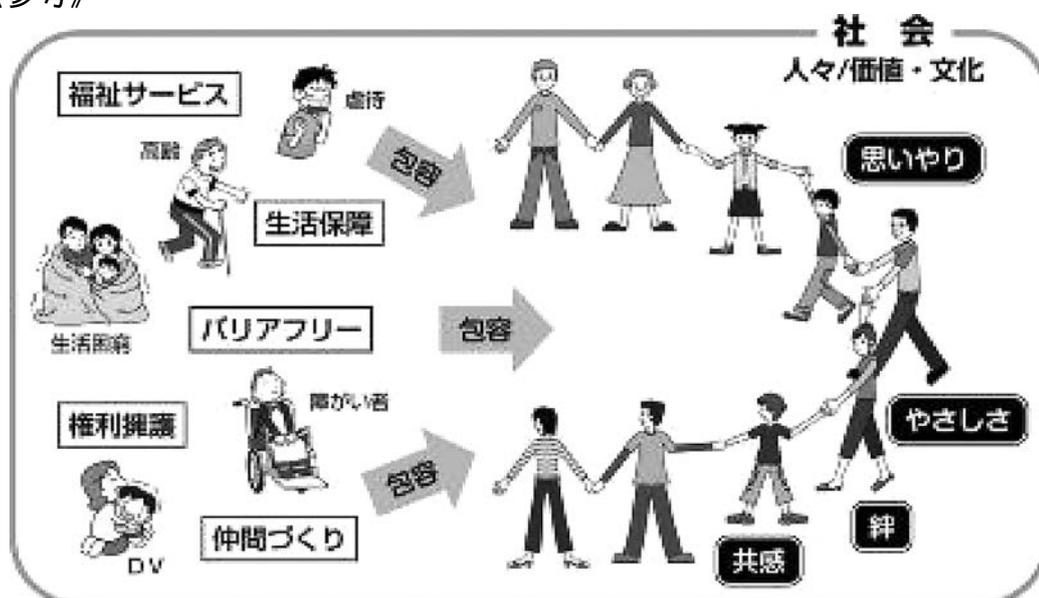
#### 《参考》



## 【具体的なイメージ】

- 地域住民一人ひとりが、認知症や障害などを多様性の一つとして受け止め、個性をありのままに理解し、高齢者や障害のある人など支援を必要とする人も含めて、すべての人の尊厳が保持されている。
- 地域住民一人ひとりが、刑務所から出所した人や生活困窮の人など社会的排除を受けやすい社会的少数者を理解し、誰も排除しない地域が創られている。
- 市町村社協やNPOなどの民間団体等が、ひきこもりの人など自ら支援を求めない人、制度の狭間に陥り支援を得られていない人に対してアウトリーチの手法により、支援の手を差し伸べている。
- 県、市町村、社協は、ひきこもりの人やひとり親世帯などの生活困窮の問題など、地域における新たな福祉課題の解決に向けた取組を積極的に行っている。

## 《参考》



## 4. 暮らしやすい地域の実現

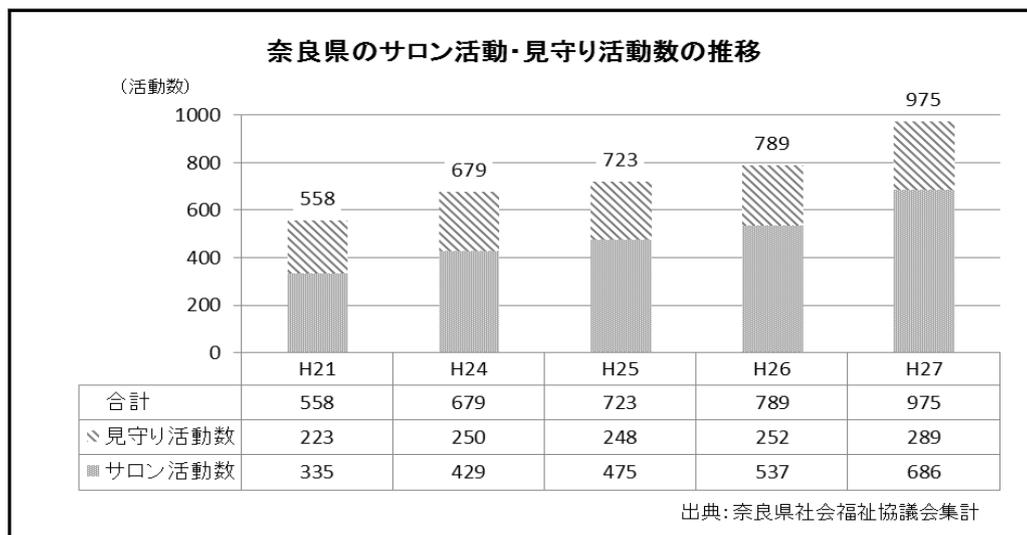
幅広い視点で地域福祉活動を継続的に実践することにより、暮らしやすい地域へと成長し続ける奈良県の実現を目指します。

- 地域において日常生活を営む上での問題は、例えば、買い物を頼める人がいない、困りごとを相談する人がいないなど、あらゆる場面で生じています。

誰もが自分らしくいきいきと安心して住み慣れた地域で暮らすためには、小地域において住民同士がつながりを持ち、見守りなどの活動を行う中で課題を発見し、生活支援活動へと展開していくことが大切です。

- また、そのような生活支援活動を深めることで、新たな課題を発見し、多様な主体を巻き込みながら新たな生活支援活動につなげていくというような「好循環」を生み出すことが地域福祉の充実や地域の成長につながります。このような地域における活動を継続することにより、「住んで良し」の奈良県の実現を目指します。

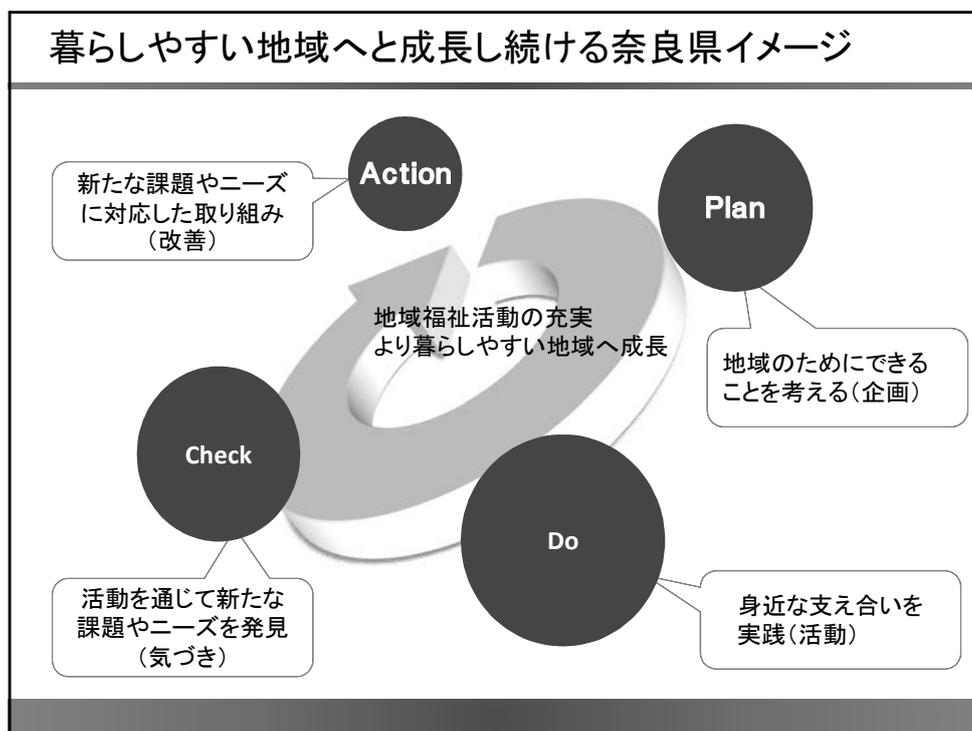
### 《参考》



## 【具体的なイメージ】

- 地域住民の誰もが、住み慣れた地域において、地域コミュニティの中で社会的な関係を維持しながら、尊厳を持って自分らしい生き方を続けている。
- 県内のあらゆる地域において、地域住民や地域の団体・企業等が、常に地域を構成する一員として支え合い活動を実践している。このことにより、地域への愛着が醸成されるとともに、新たな地域の絆ができ、将来の希望と活力に溢れている。
- 県や市町村をはじめ様々な主体が行う福祉以外の様々な分野での活動についても、地域福祉に結びつけて取り組み続けることにより、奈良県全域の地域福祉の質の向上とともに、暮らしやすい地域へと成長し続けている。

## 《参考》



---

## Ⅲ. 県域の地域福祉の推進

---

### 1. 様々な分野や人をつないで推進します

県はコーディネート役として、福祉分野や様々な分野を、また、地域支援にかかわる人（主体）を、市町村や関係機関・団体につなぐことにより、地域の課題解決や地域福祉の質の向上を図ります。

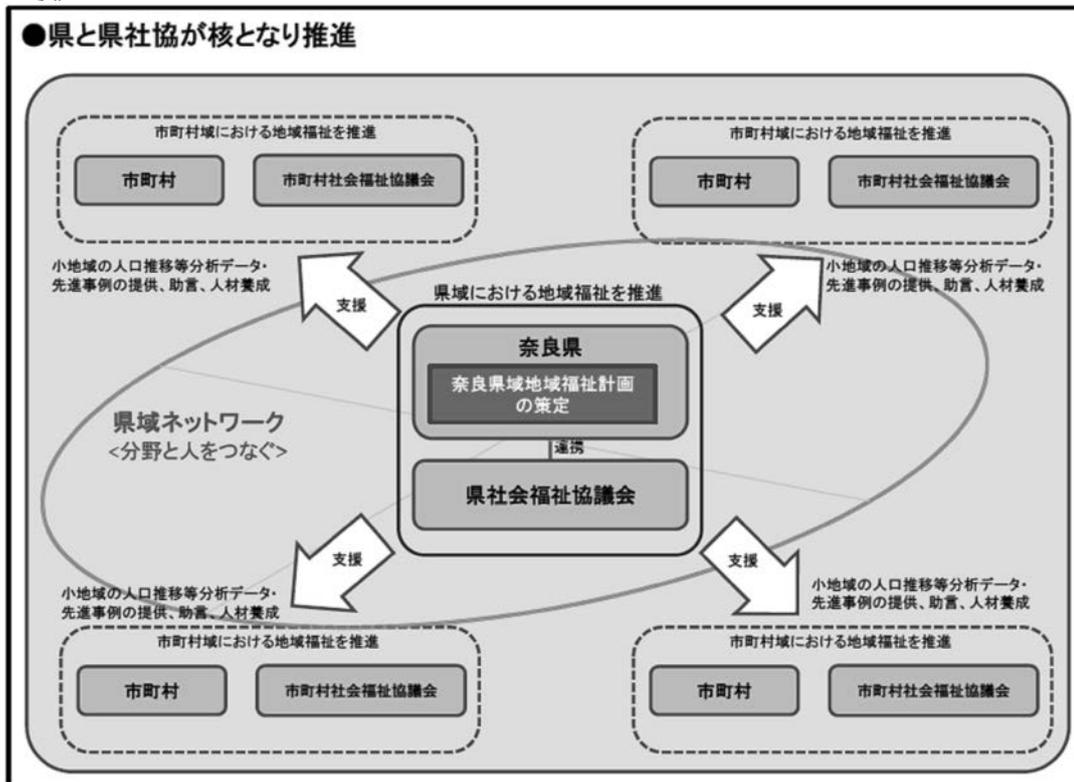
- 県域の地域福祉の推進にあたって、県の基本的な役割の一つは、市町村や地域単位では対応が難しいとされている「各分野が縦割りとなっている国の福祉制度」や「地域福祉に深く関わる医療や就労などの他分野との連携」について、地域のニーズに応じたものにコーディネートすることです。
- 二つ目は、地域での生活支援や県域での専門的支援等を行う「地域で活動する主体」や「県域で活動する主体」をネットワーク化し、市町村や地域単位では出口が見出しにくい課題を解決する仕組みをつくることです。
- 県は、コーディネート役として、上記のような様々な分野や人を市町村や関係機関・団体につなぎ、「奈良モデル」の考え方に基つき、県域の地域福祉を推進します。

## 2. 県及び県社会福祉協議会が核となり推進します

県及び県社会福祉協議会が核となり、市町村や市町村社協等と調整を図りつつ、広域的かつ戦略的な施策を展開します。

- 県において、市町村や地域が主体となって実施する具体的な取組も含めたアクションプログラムを策定することにより、県域における地域福祉を推進します。
- また、県は市町村に対して、小地域ごとの人口推移等のデータ分析や先進事例の提供、地域特性を踏まえた取組の助言を行うなど、戦略的な取組が行えるよう積極的に支援します。
- 県社協は、市町村社協の取組をサポートする広域的な支援資源や専門的な支援資源を開拓して、県域における生活支援ネットワークの構築・充実を推進します。

### 《参考》

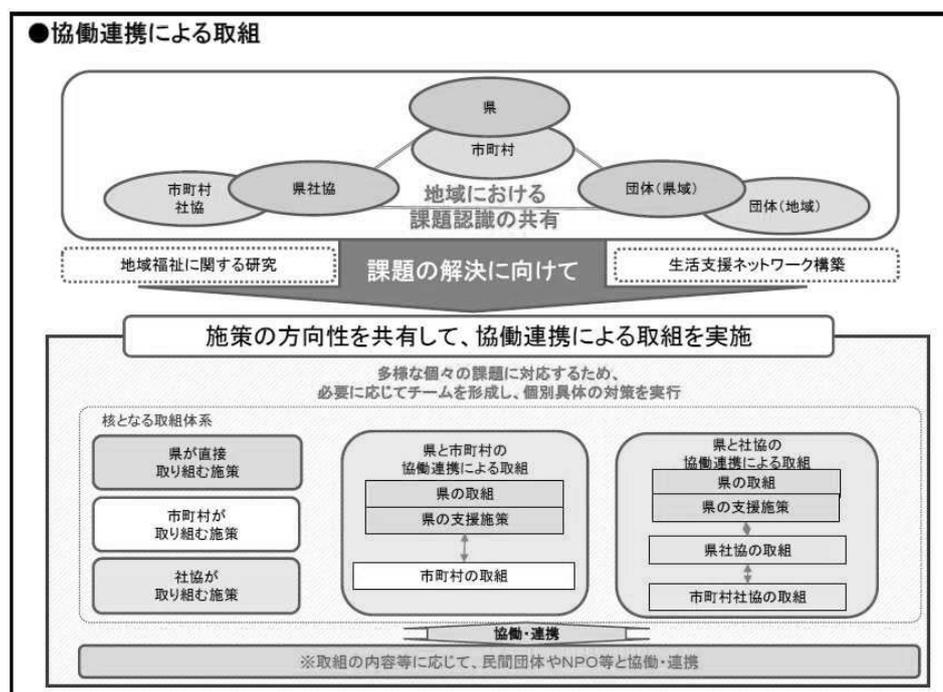


### 3. 協働・連携して推進します

地域住民、県、市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間団体等の幅広い参画のもと地域の課題を共有し、課題解決に向けて協働・連携しながら、持続可能な地域福祉のシステムを構築します。

- 県と県社協は、地域福祉に関する研究会の場等を活用して、市町村や市町村社会福祉協議会等とともに、地域課題の共有と解決に向けた研究に取り組みます。
- 地域住民、県、市町村、社会福祉協議会等の幅広い参画のもと、協働・連携により、日常生活の課題等を解決する「地域の仕組み」（市町村域の生活支援ネットワーク）と、それを支える「県域の仕組み」（県域の生活支援ネットワーク）の構築に取り組みます。
- また、社会福祉法人や民間団体等は、積極的に地域の福祉活動に参画して、支援資源等を提供するなど地域福祉の充実に努めます。

#### 《参考》

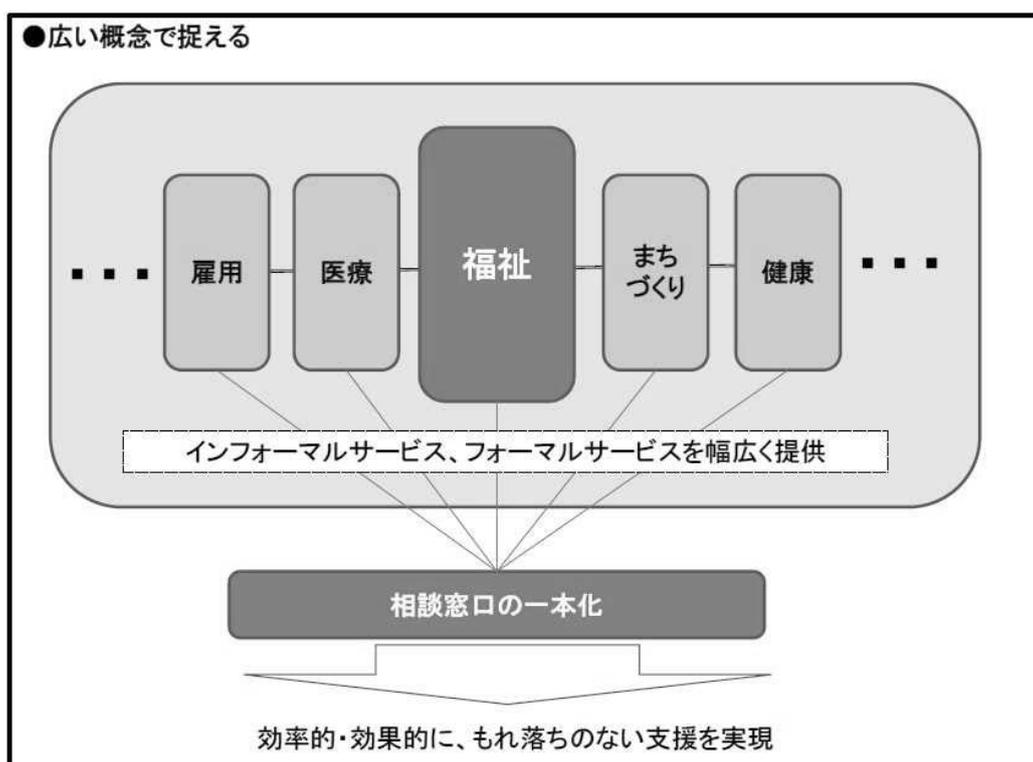


#### 4. 地域福祉を広い概念で捉えて推進します

地域福祉を広い概念で捉え、分野を超えて地域福祉の向上につながる、より効果的・効率的な取組を拡大します。

- 各福祉分野の制度やインフォーマルサービスによる支援に加え、就労や健康など他分野との連携による幅広い支援等を行い、より効果的・効率的に地域福祉を推進します。
- 地域において福祉課題を抱える人は、複数の分野にわたる課題を抱えていることも多いことから、行政の縦割りの壁を崩して相談窓口の一本化を行うなどの支援方法を取り入れ、もれ落ちのない支援の実現を目指します。

#### 《参考》



## 5. 人材育成、機運醸成を推進します

地域福祉を担う感性を持った人材の育成・確保に取り組むとともに、地域住民等の理解促進、地域福祉に取り組む機運醸成を図ります。

- 県及び市町村は連携して、「地域福祉を皆でこのように進めよう」といったメッセージを発信することにより、地域福祉に関する機運醸成を図ります。
- 市町村社協は、住民等に対して地域福祉の必要性の理解を深めることにより、地域福祉の担い手を発掘し、地域活動に必要な知識を備えた地域住民のリーダーを養成します。
- 県社協は、地域福祉に関わるコミュニティソーシャルワーカー等の専門職の養成を行うとともに、市町村社協等への配置を促して地域における人的支援体制の充実を推進します。
- 県は、人材養成機関や斡旋機関、施設・事業所等の代表者で構成する「奈良県福祉・介護人材確保協議会」における取組の充実等を図り、県内の福祉・介護の人材の安定的な確保・育成を推進します。

### 《参考》

